

裁判の迅速化法に関する検討会報告書の概要

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）附則第3項に基づき、平成26年1月9日（第1回）から「裁判の迅速化法に関する検討会」を開催

1 迅速化の現状

- 裁判の迅速化法は、適正・充実を前提とした迅速な手続の実施と、そのための制度・体制の整備等を支える基盤整備法としての性格を有している
 - 審理期間の評価に当たり、審理の適正・充実という観点の考慮が必要
- 多くの事件は、諸外国との比較でもそれほど深刻に長期化していない
審理が長期化する事件には、それぞれの分野で複雑な長期化要因がある
- 長期化の社会的要因も踏まえ、社会全体での紛争解決の在り方を議論していくことが重要

2 迅速化に向けた取組

- 制度面・運用面の種々の取組 → 成果が現れている
社会全体の司法基盤も徐々に拡充（司法アクセスの改善等）
- 適正・充実を伴う迅速化には、必ずしも明確なゴールがあるものではない
 - 引き続き取り組んでいくべき課題
- 関係諸機関において引き続き種々の取組を継続し、拡充していくことを期待

3 迅速化法の展望

- 裁判の迅速化法の基本的枠組み = 最高裁判所による検証結果を活用しつつ、関係諸機関で施策の検討、実施が行われ、更にこれを反映した結果が最高裁判所において検証されるというサイクルを通じ、適正・充実を前提とした迅速化を実現していくというもの
 - 基本的枠組みの必要性、重要性は今後も変わらない
- 2年ごとに最高裁判所が検証結果を公表する現在の手法は相当で、今後も維持されるべきであるが、より多くの国民に周知するため、更なる工夫がされることが望ましい
- 裁判の迅速化法の基盤整備法としての存在意義は大きく、同法は裁判の利用者の視点からも重要
 - 今後も迅速化に向けた基盤整備の取組が継続され、更に深まることを期待